

特例民法法人の収入金額・年間収入の分析

—平成23年特例民法法人概況調査と平成24年経済センサス活動調査の個票を用いて—

明星大学 小林健太郎

山形大学 金子 優子

青山学院大学 高橋 朋一

要 旨

本研究は、特例民法法人概況調査と経済センサス活動調査の調査結果から両統計の法人の完全照合をおこなうことにより、経済センサス活動調査を利用した分析をおこなう際の留意すべき点について検討したものである。特に両統計調査の収入の比較では、数値に平均1.15倍程度の乖離があり、生産性の推計を行う際にも大きな乖離が発生することが予想される。この点を踏まえ、照合方法・結果を精査し、乖離の要因について明らかにする。

〈付記〉 本研究は、日本学術振興会（JSPS）科学研究費補助金 基盤研究（C）課題番号25380277の助成を受けた研究「公益法人を巡る改革が公益法人の活動に及ぼす影響の定量的分析・評価に関する研究」の成果の一部である。

はじめに

本研究の背景には、NPI（Non Profit Institution：非営利団体）サテライト勘定の推計がある。この研究は、2003年度から2005年度にかけて実施されたもので、国際連合による国民経済計算体系の枠組みのもとで、我が国の非営利団体の実態を推計しようと試みたものである。このNPIサテライト勘定のような統計の作成については、その基礎資料となる統計資料の情報の多さが、その精度を保つために重要なことは言うまでもない。しかしながら、非営

利団体の活動は、一般に市場取引のおこなわれる経済活動のみではない。このため、公表されている非営利団体の統計、例えば『民間非営利団体実態調査』のような公的な統計調査の情報のみでは、推計が困難であることも多い。例えば、NPIサテライト勘定における非営利団体の定義¹は、「組織であること」、「営利を目的とせず、利益を分配しないこと」、「制度的に政府から独立していること」、「自己統治的であるこ

1 “Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts” United Nations, 2003による定義を参照。

と」、「非強制的であること」とされており、我々が一般に想像するNPO法人のような団体では、明らかに狭すぎる定義となってしまう他、例えば、『民間非営利団体実態調査』の定義と比較しても狭くなってしまうことが考えられる。例えば、我が国における非営利団体の中で、活動量や組織力において大きな割合を持つであろう事業体の一つとして、公益法人の存在があげられる。近年、公益法人改革により、旧財団法人や旧社団法人は、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人へとそれぞれの事業の性格に応じて2013年11月30日までにすべての法人が移行を完了させているが、これらの団体は、税制上の優遇措置を得るなどしていたことから、監督官庁との関係が深く、毎年、その財務状況等について監督官庁がとりまとめる『公益法人概況調査』への回答を事実上代行していた法人も多い。この『公益法人概況調査』は、毎年7月時点での状況が調査されていたものであるが、いわゆる公的な統計調査ではない業務統計である。これは行政資料という性質上、政府機関への情報公開請求の手続きをとることにより、比較的容易に個票での入手が可能なデータとなっている。しかしながら、これらのデータは、各公益法人を所管する政府への報告という性質を持つことから、その内容は、収入と支出を比較した場合、収入の項目についての調査事項が多くなっており、支出については付加価値計算に必要な項目についての情報は少ない。そこで情報量のある程度増やす目的で、先行研究では、この『公益法人概況調査』と『事業所・企業統計調査』の個票でのマッチングをおこない²、NPIサテライト勘定推計のための基礎資料とした³。

2 金子・高橋（2011）を参照のこと。

3 小林（2011）第3章「完全照合データを用いた「NPI（非営利団体）サテライト勘定」推計の精

以上のような背景を受け、本調査研究では、近年の公益法人の動向や公益法人改革の成果を評価することを目的とした研究を進めている。本稿では、『平成23年 経済センサス活動調査』と『公益法人概況調査』の後継調査である『特例民法法人概況調査』⁴の個票データの照合をおこない、この過程で発生した問題点や課題を明らかにしていくことにある。特に両統計で共通して得られるデータの比較をおこなうことにより、分析の基礎となるマッチングデータの持つ性質について精査する。

1. 利用する統計調査について

本研究においては、「平成23年特例民法法人概況調査」及び「平成24年特例民法法人概況調査」と「平成24年経済センサス活動調査」の個票データを用いてマッチング作業を行っている。前述の通り公益法人改革により、2013年11月30日までに旧公益法人（財団法人・社団法人）の新たな形態の法人（公益財団法人・公益社団法人・一般財団法人・一般社団法人）への移行は完了している。特例民法法人とは、公益法人改革以降も直ちに新たな形態の法人へ移行せず、旧公益法人のまま移行または閉鎖の準備をしている状況の法人のことである。『特例民法法人概況調査』は、これら移行前の法人について『公益法人概況調査』と同内容の調査が継続されているものである。2011年（平成23年）12月1日現在では、新法人移行前の公益法人は、19,386法人あるのに対し、2012年（平成24年）12月1日現在では、12,877法人へと減少している。この個票データと照合する個票データは、経済センサス活動調査の個票データである。経

度向上」, 小林・佐藤（2005）などを参照のこと。

4 この調査は公益法人制度改革後、移行期間中の旧公益法人である特例民法法人を対象とする調査である。

済センサス活動調査は、その目的が、「我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。」（総務省統計局HPより抜粋）という記述からも分かるように、我が国の基幹統計の一つを担う重要な統計調査の一つである。名簿整備という意味では、旧事業所・企業統計調査の役割を引き継ぐものであるほか、事業所・企業統計調査では調査項目となっていなかった収入・支出など財務についての調査がなされていることから、より多くの情報を取得できるものとなっている。従来の研究においても、公益法人概況調査と事業所・企業統計調査の照合を実施してきた経緯から、本稿においては、経済センサス活動調査のうち、経営組織別「会社でない法人」を照合の対象として取り扱うこととする。

2. 照合方法

本研究において用いる統計データは、「平成23年特例民法法人概況調査」と「平成24年経済センサス活動調査」である。平成23年調査における特例民法法人の数は、19,386である。基本的に、特例民法法人は、経済センサス活動調査における会社以外の法人に含まれると考えられることから、照合については、特例民法法人に経済センサス活動調査において調査される法人を突き合わせることで照合を行った。

一般的に、調査客体が同一であっても、異なる統計調査である場合、それぞれの統計内に存在する同一の調査客体を照合・一致させることは容易ではない。これは、異なる統計間で調査客体を一意に特定するような識別コードが存在するわけではないからである。このため、異なる統計間の個票データの照合には、文字情報を

用いた方法が使われる⁵。

法人のデータの場合、事業体の名称が照合キーとして使用されることがあるが、このような方法でも容易に照合が完了するわけではない。よく知られているように、このような照合において障害となるのは、経営組織の別を表す表記の揺れ、例えば「株式会社」と「(株)」やこれらの表記の前後など、調査票への記載が異なることがあることや、入力されている文字列の半角・全角の違い、促音の大小の表記の違いなど、コンピュータープログラム上で、正確に一致不一致の判断を自動的に行うことが容易ではないケースが数多く存在するという点である。

しかしながら、本研究における照合については、調査客体の名称による照合ではなく、調査客体の電話番号を照合キーとする照合が可能であったため、原則として、電話番号のみで照合作業を進めた。本研究における照合が電話番号のみの照合ではほぼ完了する理由としては、①調査客体の住所や電話番号の変更が頻繁に行われないか、または両統計の調査時期がほぼ同時期であること、②照合する個票は、本所・本社など事業体の中心となるものであることなどの理由が考えられる。今回照合を行う特例民法法人概況調査及び経済センサス活動調査は、両調査の調査期日が近く、また双方ともに電話番号の記載があることから、電話番号を照合キーとして照合作業を実施している。

平成16年事業所・企業統計調査をもとに照合を実施した際には、カナによる照合も実施したが、電話番号で照合した結果以上に、カナでの照合により法人を照合することはできなかったため、今回の照合についてもカナについての照合は実施していない。特例民法法人のような形式の法人については、事業主体の住所が頻繁に

5 松田 (1991) など

移動するということが多くないことが予想されることから、電話番号を取得することで、照合が可能となっている。一般に、事業所間での本所・支所についての照合の場合、電話番号が異なることから、名称による照合をしなければならないのに対し、本研究のケースにおいては、本所同士の照合となることから電話番号での照合が可能となり、照合率が高くなったものと思われる。次に、今回照合に使用する統計について見ておこう。

まず、平成23年及び平成24年特例民法法人概況調査については、公益法人改革（平成20年12月1日施行）以降、平成25年11月30日までの間に、旧公益法人である財団法人及び社団法人から公益財団法人・公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人への移行が完了していないものについて調査されているものであり、調査内容は従来から実施されていた公益法人概況調査の内容を踏襲したものである。

調査対象は、前述した旧公益法人から新たな形態への法人へと移行する前の特例民法法人となっており、業務データという性質上、対象となる全ての法人について完全に把握されている。但し、移行済みの法人については一切調査されていないという点には注意が必要となる。調査時期は、毎年12月で12月1日時点での内容が報告されるが、財務状況については前年度の結果をもとに記入がなされる。調査方法は、内閣府から各府省及び都道府県の所管部局に調査票を送り記入を求める。担当部局によっては、郵送により調査票を法人に対して配布し記入後返送させる（自計式）ことも行われていた。また、これらの集計結果等は、特例民法法人白書としてまとめられ、一般に公表されている⁶。調

査内容は、法人の名称や住所、電話番号などの基本的な項目をはじめとして、財務情報や主たる業務の内容（16分類）、常勤職員数、職員数、役員、監事等の人数など多岐にわたる。財務情報については、その資料収集の性質のためか、支出項目と比較して収入項目が多く、国・県などからの補助金収入や寄付金収入などが調査内容に含まれている点に特徴がある。また、主たる業務内容、常勤職員数の定義などについては、いわゆる一般的な公的統計調査とは異なるため、産業分類格付けなどもなされていないなどの点にも注意が必要となる。

次に、平成24年経済センサス活動調査は、平成24年2月に実施されたもので、本研究では、企業調査票の情報を用いている。経済センサスの調査項目としては、法人の名称、電話番号、所在地、経営組織など事業所・企業統計調査と同様の情報が得られるほか、企業調査票では、企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳などの情報を取得することができる。特に本研究においては、企業調査票で調査される法人のうち、経営組織「会社以外の法人」の個票データを利用している。特例民法法人概況調査との比較で言えば、財務状況等について平成23年1月～12月の値を記録するものとなっているほか、売り上げについては事業別の内訳が得られるほか、費用の内訳が調査されている。

3. 完全照合データの作成結果

ここでは、平成23年公益法人概況調査及び平成24年公益法人概況調査の個票データに対し平成24年経済センサス活動調査の個票データを電話番号で照合する。概要は次のとおりである。

表にあるとおり平成23年特例民法法人概況調査の法人数が19,386法人であるのに対し、平成24年では12,877法人へと減少しているが、これは平成24年の調査時まで既に新たな形態の法

6 平成23年調査の結果は、平成24年特例民法法人白書に、平成24年調査の結果は、平成25年特例民法法人白書にて公表されている。

表1 電話番号による照合結果

	法人数(概況調査)	照合数	照合率
平成23年	19,386	13,730	70.8%
平成24年	12,877	8,710	67.6%

人に移行したものがあつたためである。平成23年の照合率が70.8%であるのに対し、平成24年が67.6%と照合率が低下していることがわかる。

4. 完全照合データの応用事例

先述したとおり、本研究における目的の一つである公益法人の実態の把握、例えば、公益法人の産出額や付加価値額の推計を考えた場合、特例民法法人概況調査の結果のみでは、産出額の推計は可能であっても、支出項目の情報の少なさから付加価値額の推計は、困難であるか推計したとしても精度が高いとは言えないものになることが予想される。しかしながら、経済センサス活動調査との完全照合データを作成することにより、支出項目から付加価値関連項目を集計することが可能となることから、推計作業が比較的容易になる。実際に完全照合データを用いた簡単な集計により付加価値額の推計結果を見てみよう。

経済センサス活動調査においては、売上（収入）金額、費用総額（売上原価＋販売費及び一

般管理費）、売上原価のほか、費用の内訳が調査されている。付加価値の推計を行う場合、費用総額－売上原価により推計が可能であるが、経営組織「会社以外の法人」については、売上原価の記入が不要とされていることから、この推計方法は採用できない。費用の内訳についてみると給与総額、福利厚生費、動産・不動産賃貸料、減価償却費、租税公課、外注費、支払利息等が調査されていることから、今回、単純にこの費用の内訳から外注費を除いたものを法人の付加価値とする。これを示したのが、表2である。

まず、表中の上段に示したのが平成24年の特例民法法人の付加価値額及び一法人当たりの付加価値額である。これを見ると付加価値総額1兆4,100億円、一法人当たりでは、1億6,000万円となっている。中段には同様の方法で平成23年の照合データを用いた付加価値額を示した。法人数が多いことから当然付加価値総額は大きくなるが、一法人当たりの付加価値額でも1億7,000万円程度と大きくなっていることがわ

表2 照合データを用いた付加価値額の推計

単位:1万円

	付加価値額	一法人当たり付加価値額	法人数
平成24年特例民法法人	141,046,637.0	16,193.6	8,710
平成23年特例民法法人	233,604,148.0	17,014.1	13,730
平成23年から24年にかけての移行法人	92,557,511.0	18,437.8	5,020

かる。最後に下段に示したのは、中段の値から上段の値を差し引いたものである。これは平成24年時点では、特例民法法人概況調査としては調査されていないものの、平成23年時点では調査されているものであるから、平成23年度から24年にかけて新たな形態の法人へ移行した法人と考えられる。これらの法人の一法人当たり付加価値額は、1億8,400万円程度となっており、平成24年時点の特例民法法人と比較して付加価値額が大きいことがわかる。

最後に参考値として、平成16年公益法人概況調査の個票と平成24年経済センサス活動調査の個票を同様の方法で照合した結果を用いた付加価値額の推計と比較してみよう。平成16年時点は、公益法人改革前の調査であるため、調査の名称が公益法人概況調査となっているが、この名簿と平成24年経済センサス活動調査の名簿を照合し、すでに照合が完了している平成24年の照合データ分を差し引くことで、新法人へ移行した法人の推計が可能となる。この結果が次の

表3である。

表中に示されるように、平成24年までに既に移行を完了した公益法人の付加価値額は1億9794万円と先述した平成24年時点の特例民法法人と比較して、また、平成23年から24年にかけて新たな形態の法人へ移行した法人と比較しても一法人当たりの付加価値額が大きいことがわかる。

以上の結果から、旧公益法人から、新公益法人への移行は、付加価値の規模が大きな法人からなされた可能性があることがわかる。

5. 完全照合データの利用から確認されるいくつかの留意点

これまでの議論において、完全照合データの作成とその応用事例を見てきたが、このような応用事例を確認することで、いくつかの留意すべき点がある。その一つが、収入額や支出額についての両統計間での金額の差である。結論を簡単に述べれば、特例民法法人概況調査と比較

表3 平成16年公益法人名簿を利用した付加価値推計（参考）

単位:1万円

	付加価値額	一法人当たり付加価値額	法人数
平成16年公益法人	357,233,582	21,564	16,566
平成16年から24年にかけての移行法人	155,504,475	19,794	7,858

表4 照合データによる一法人当たりの収入金額の比較

単位：1,000円

	法人数	経済センサス活動調査による収入金額	平成23年特例民法法人概況調査による年間収入合計	平成24年特例民法法人概況調査による年間収入合計	平成23年と平成24年特例民法法人概況調査の年間収入合計の加重平均値
全法人	8,710	566,698	659,543	651,317	653,374
経済センサス活動調査において収入がゼロの法人	1,083	0	533,187	664,310	631,529
経済センサス活動調査において収入がある法人	7,627	647,166	753,195	743,801	746,150

して経済センサスの収入額が少なくなる傾向にある。この点について確認してみよう。これを示したのが表4である。

これは平成23年特例民法法人概況調査にも平成24年特例民法法人概況調査にも存在する完全照合データ8,710法人を用いて、平成23年及び平成24年特例民法法人概況調査の年間収入合計と平成24年経済センサス活動調査の売上（収入）金額を一法人当たりで比較したものである。全法人は照合が可能であった8,710法人のデータである。これを見ると、経済センサス活動調査の5億6,669万円と比較して平成23年及び平成24年特例民法法人概況調査の値は6億5,000万円程度と1億円程度の差があることがわかる。

これには経済センサスと特例民法法人概況調査の間での財務の調査時期の違いも反映されていると考えられる。経済センサスの場合、平成23年1月～12月の値を記入するのに対し、公益

法人概況調査の場合、平成23年度調査では、平成22年度の値、平成24年度では、平成23年度の値を記入することになっている。このため、参考値として特例民法法人概況調査については、平成23年度調査を25%（1-3月分）、平成24年度調査を75%（4-12月分）と仮定した加重平均値を記載しているが、いずれにしても特例民法法人概況調査の値が大きいことには変わりはない。

次に収入項目について特に顕著な値を示す法人に着目してみよう。例えば、経済センサス活動調査で調査されている法人には収入がゼロであるの法人が8,710法人中1,083法人存在する。しかしながら、これらの法人中、特例民法法人概況調査においても収入がゼロであるものは378法人であり、6割以上は収入がゼロ以上の法人である。

図1、2は経済センサス活動調査と特例民法

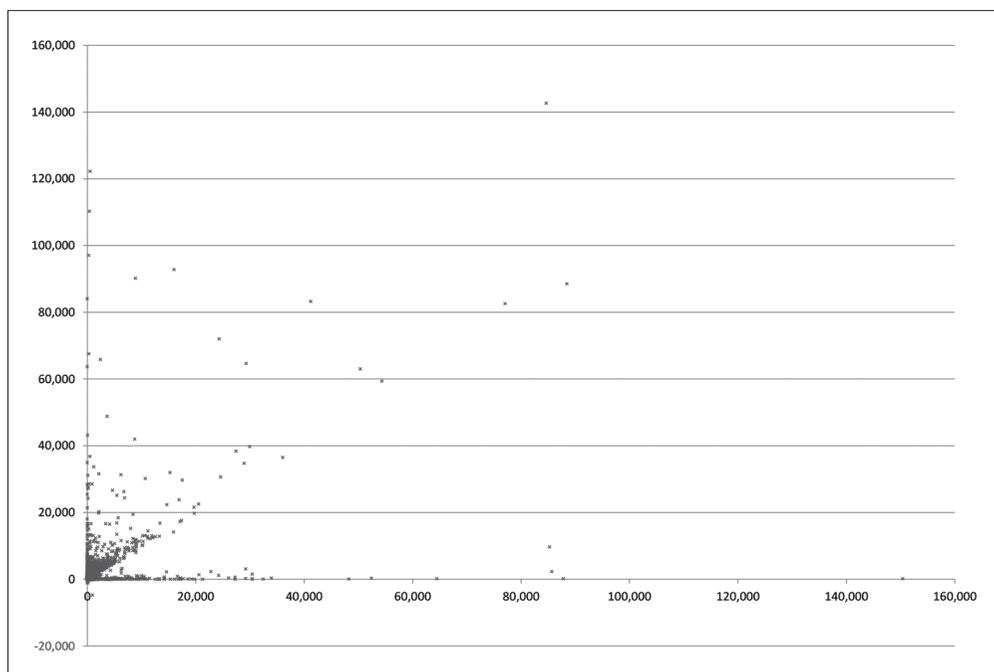


図1 経済センサス活動調査の収入金額と特例民法法人概況調査の年間収入合計の比較1
(縦軸:センサス, 横軸:概況調査)

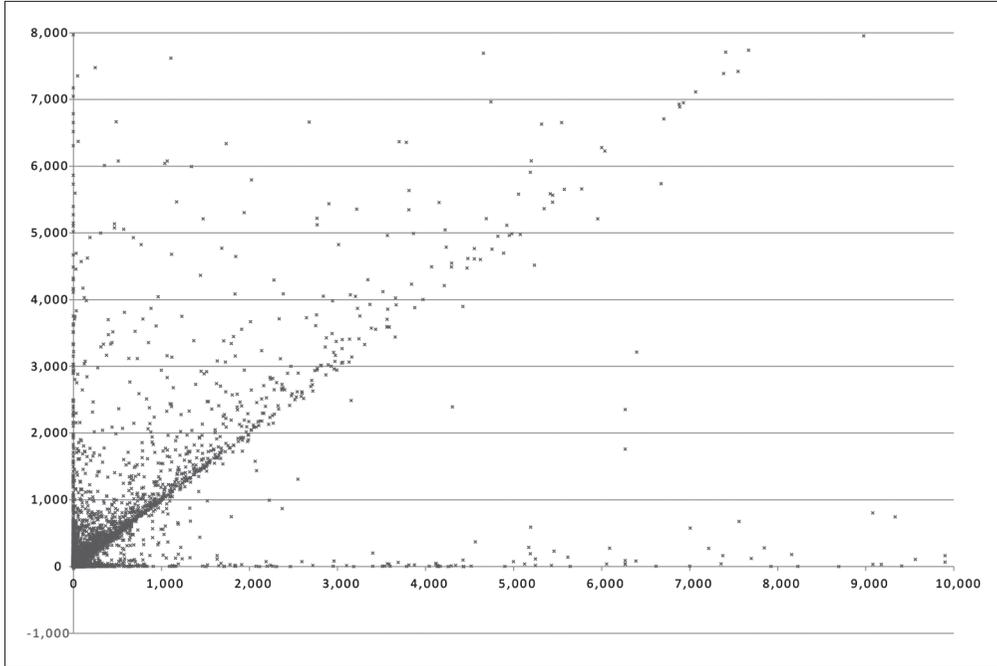


図2 経済センサス活動調査の収入金額と特例民法法人概況調査の年間収入合計の比較2
(縦軸:センサス, 横軸:概況調査)

法人概況調査の散布図(単位:100万円)である(図2は拡大)。散布図を見ると傾向としては、両統計における収入金額は一致する傾向にはあるが、経済センサス活動調査の収入金額がやや低めになることから、分布が左側に偏る傾向がわかる。

経済センサス活動調査の場合、収入金額は一

つの項目として調査されるのみでその内訳については調査されない。一方、特例民法法人概況調査においては、その性質上、収入項目について図に示したとおり、内訳を調査する項目がある。

これらの内訳の中で最も高い割合を占める事業収入と経済センサス活動調査の収入金額とを

表5 特例民法法人概況調査の収入項目内訳

総収入額	
	年間収入合計
	会費収入
	財産運用収入
	寄付金収入
	補助金収入
	事業収入
その他の収入	
前期繰り越し収支差額	

表6 経済センサス活動調査の一法人当たり収入金額と特例民法法人概況調査の一法人当たり事業収入との差額 (8,710法人の集計値)

単位：1,000円

平成23年特例民法法人概況調査による事業収入との差額	平成24年特例民法法人概況調査による事業収入との差額	平成23年と平成24年特例民法法人概況調査の事業収入の加重平均値との差額
191,101	195,605	194,479

比較するとその差額は表6の通りである。

そこで、特例民法法人概況調査の事業収入について、経済センサス活動調査の収入金額との比較を試みる。先述した年間収入の合計と比較すると事業収入の額は全法人の平均値としては小さくなるものの個々の法人を確認すると両統計の結果が近くなる法人も多い。これを示したのが以下の図である。

前掲の図1、2と比較で図3、4を確認する

と、両分布ともに、値がほぼ一致する法人が存在することがわかる。また、年間収入合計と比較して事業収入の方が平均的には総額が低くなることから、法人の分布も左側に偏る傾向はなくなる。

これらの傾向から、経済センサス活動調査と特例民法法人概況調査の収入金額には、法人によってどのような収入を記入するか傾向がわかれる可能性があることを指摘することができ

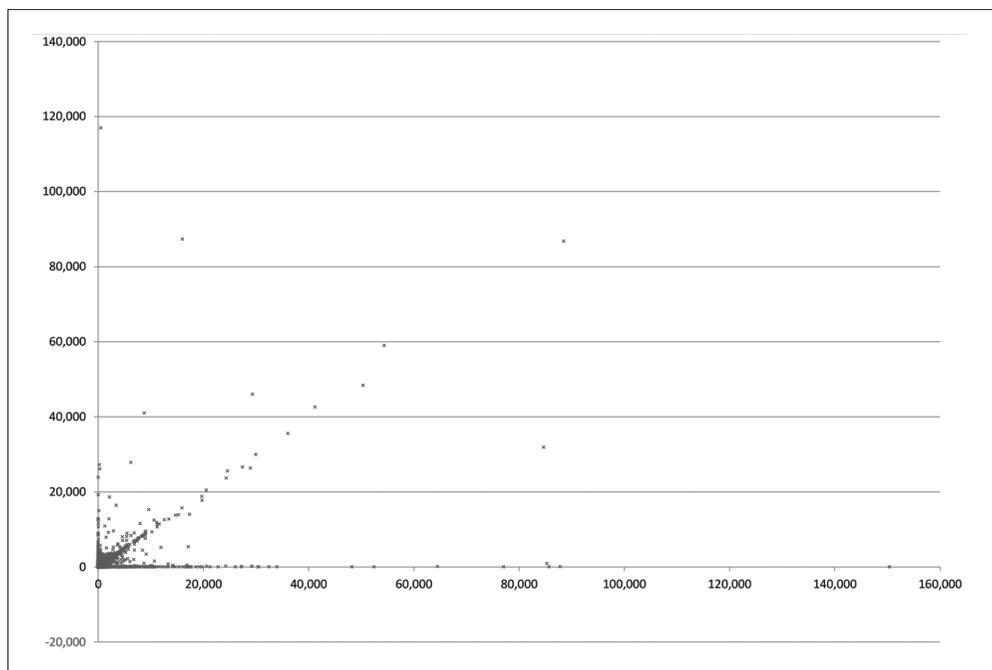


図3 収入金額の比較3 (縦軸:センサス, 横軸:概況調査)

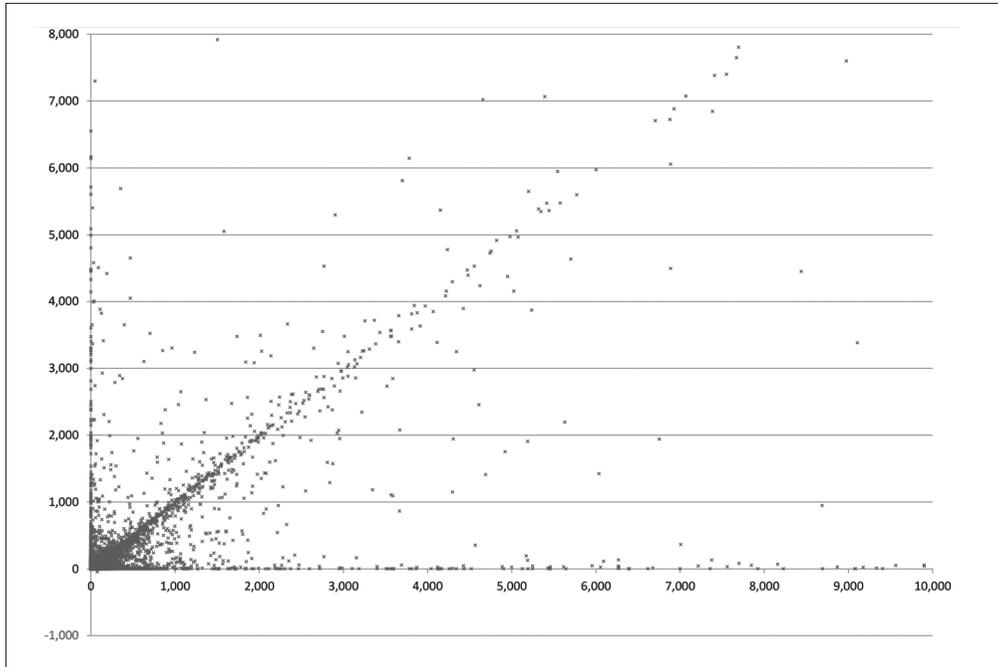


図4 収入金額の比較4 (縦軸:センサス, 横軸:概況調査)

る⁷。ここで確認した特例民法法人概況調査による年間収入合計は、寄付金や補助金に事業収入を含めたものであるのに対し、事業収入には寄付金や補助金は含まれない。完全照合データによる両統計の比較を行った場合、平均的には概況調査の定義上の年間収入に近い値を記入しているものの、寄付金や補助金を除いた事業収入を記入している法人が少なからず存在する可能性がある。本稿においては、どのような法人が調査票の記入に際して、事業収入の値を記載する傾向にあるかという点の特定には至らなかったが、この点については、今後個票データについて詳細に検討する必要がある。

参考文献

- 金子優子・高橋朋一(2011)「公益法人の構造を示す新統計の作成」『独自開発データで読み解く公益法人の構造』, 多賀出版。
- 小林健太郎(2011)「完全照合データを用いた「NPI(非営利団体)サテライト勘定」推計の精度向上」『独自開発データで読み解く公益法人の構造』, 多賀出版。
- 小林健太郎・佐藤朋彦(2005)「NPIサテライト勘定の推計手法とその適用」『国民経済計算の非営利団体(NPI)サテライト勘定作成に関する調査研究報告書(第2年度)』, (財)統計研究会。
- 松田芳郎(1991)『企業構造の統計的測定方法』, 岩波書店。
- United Nations(2003)“Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts”

7 経済センサス活動調査の調査票には、寄付金、補助金、運営交付金等は行った事業の収入になる旨の記載がなされている。